

新型コロナウイルス

邑楽町独自の

支援策

町で実施している新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）対策支援策の一部を改めてお知らせします。有効期限が近い事業もありますので、該当する人は忘れずに利用、または申請をしてください。

その他、町の新型コロナ対策は

邑楽町 コロナ対策 検索

詳細は
町ホームページ
で確認できます



小中学生・高校生世代の 子どもがいる家庭へ

邑ごはん食事券配布



対象児童

小学生、中学生、高校生世代の年齢の人
※対象児童の保護者に令和3年7月末頃に簡易書留で食事券を郵送しています。

利用場所

町内飲食店で利用可
※利用可能店舗や詳細は町ホームページでご確認ください。

支給額

一人につき **3,000円**

利用期限

1月31日まで

☎ 役場商工振興課 47-5026

ご利用はお早めに!



観光バスを利用する 団体・事業者へ

観光バス支援事業補助金



対象者

(次のいずれか)
①過半数以上が町内在住者の団体
②町内に事業所があり、町税の滞納がない事業者

補助金額

運行料金2分の1の額
上限額(日帰り)5万円(宿泊)10万円

対象事業

(全てに該当)
①町内に営業所があるバス事業者を利用
②群馬県で登録されている車両で運行

申請方法

旅行前に役場商工振興課に直接申し込む

対象経費

感染症対策を実施したバス運行料金

申請期限

旅行終了後30日以内
※3月31日までに事業を終了し報告書を提出。

☎ 役場商工振興課 47-5026



感染症対策や新システム 導入に取り組む事業者へ

経営革新推進補助金



対象事業者
(全てに該当)

①町内に主たる店舗や事業所、工場などがある
②町税に滞納がない
③同一の事業が別の補助金を受けていない
④公序良俗に違反していない

補助金額

補助対象経費の**80%**以内、または
50万円以内の少ない方の額

対象経費

①店舗などの改修費
(例. テーブルなどの改修、セルフレジ・キャッシュレス化システムの導入など)
②感染予防対策費
(例. ビニールカーテンやアクリル板の設置、空気清浄機の購入、消毒液など衛生用品の購入など)
③広告宣伝・販路拡大販促費
(例. 販促用チラシ作成、広告掲載、ホームページ開設、販売促進キャンペーンなど)

申請方法

事業開始前に役場商工振興課に直接申し込む

申請期限

3月31日までに実績報告書を提出

☎ 役場商工振興課 47-5026

店舗機器の改修



感染症対策



ホームページの刷新



etc...